二　権利能力の始期

図表 6　自然人に関する権利能力の始期・終期イメージ図

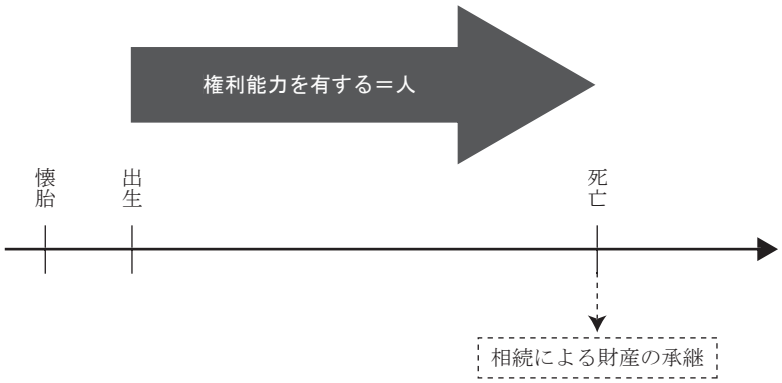

社会生活における個人の地位の向上の歴史は，自然人の権利能力の拡張の歴史であり，個人の自由平等という近代法の原理は，すべて自然人は平等の権利能力を有する（権利能力平等の原則）という近代民法の原理を生み出した。

したがって，個人はすべて権利能力を有するわけであるが，その始期がいつかが一応問題となる。

この点に関して民法は，「私権の享有は出生に始まる」（3 条 1 項）と規定している。これは，すべて自然人は出生と同時に権利能力を取得する意味だと解されている。

では，「出生」とは何か。「出生」の時期いかんは，胎児が生きて生まれたか否かの決定（886 条 2 項参照）を通して相続関係者の利害に影響したり，また，年齢・成年に達する時点・出生届の届出期間の始期（戸籍 49 条）の決定にとって意味があるところから，その具体的時期が問題となるが，**通説は生きて母体から完全に分離した時**（全部露出説），その瞬間から権利能力を取得すると解している★1。

出生はあくまで事実上の問題であるから，出生届，及びそれに基づく戸籍の記載は，出生の証明に関する有力な証拠だが，唯一の証拠ではなく，医師，助産師等の証明でこれを動かすことも可能である。

比較しよう

★1 刑法では，一部露出説が判例・通説です。母体から一部露出中の者を殺害した場合，その者に対する殺人罪が成立します（大判大 8.12.13）。

三　胎　児

図表 7　胎児の権利能力

原　則	胎児には権利能力は認められない
例　外	以下の３つに関しては，胎児はすでに生まれたものとみなされる ①　不法行為に基づく損害賠償請求権（民 721） ②　相続（民 886 Ⅰ） ③　遺贈（民 965）